

UBC情報



発行：2024年4月1日

No. 286

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和5年分の所得税・個人事業者の消費税の、振替納税日（振替納税をご利用の場合）は以下の通りです。

申告所得税及び復興特別所得税 4月23日(火)
消費税及び地方消費税 4月30日(火)

トピックス

建設業・ドライバー・医師の時間外労働規制

建設業や自動車運転の業務、医業に従事する医師などに対する「時間外労働の上限規制」の適用猶予が終了し、今月4月から上限規制が適用されます。

◆原則的な労働時間の上限規制◆

労働基準法によって「法定労働時間」は原則1日8時間・1週40時間とされており、労働者が法定労働時間を超えて働く「時間外労働」を行う場合は、あらかじめ労使協定（36協定）が必要です。

働き方改革により、平成31年4月（中小企業は令和2年4月）から時間外労働時間の上限が法律に規定され、時間外労働（休日労働は含まない）は原則として月45時間・年360時間以内とされました。

また、臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合（特別条項）でも、①年720時間以内、②単月100時間未満（休日労働含む）、③複数月平均80時間以内（休日労働含む）、④月45時間を超えるのは年6ヵ月が限度、といった規制があります。

◆建設・ドライバー・医師に適用する上限規制◆

5年間の猶予期間が終了する建設事業、自動車運転の業務、医師は今月4月から次のようになります。

◎建設事業

原則どおり時間外労働の上限が適用されます。ただし、災害時の復旧及び復興の事業については上記②、③は適用されません。

◎自動車運転の業務

特別条項付き36協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間となり、上記②、③、④は適用されません。

◎医師

病院等の勤務医について、特別条項付き36協定を締結する場合の時間外・休日労働の上限は原則年960時間、最大で年1860時間となり、上記③、④は適用されません（②の適用は例外あり）。



確定申告の内容に間違いがあった場合

令和5年分の確定申告が終了しました。

申告期限後に申告書等の誤りに気づき、納付する税額を多く申告していた場合や還付される金額を少なく申告していた場合などは「更正の請求」を行うことで税金が還付されます。

また、税額を少なく申告していた場合や還付される金額を多く申告していた場合は「修正申告」を行い、正しい税額に訂正します（新たに納付する税額は、修正申告書を提出する日が納付期限）。

◆短時間労働者に対する社会保険適用拡大◆

本年10月から、特定適用事業所（現行は従業員数101人以上の企業等）で働く一定の短時間労働者に対する社会保険（厚生年金・健康保険）の適用が拡大され、特定適用事業所となる規模要件が従業員数「51人以上」の企業等となります。

【10月から特定適用事業所となる企業等】

特定適用事業所に該当するか判断する際の従業員数とは、厚生年金の被保険者数（適用拡大の対象となる短時間労働者等は除く）で判定し、直近12カ月のうち6カ月以上で被保険者数が51人以上となることを見込まれる場合に特定適用事業所となります（法人の場合、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される被保険者数で判定）。

したがって、令和5年10月～令和6年9月までの6カ月以上で被保険者数が51人以上の企業等は施行日（令和6年10月）から特定適用事業所となります（該当する可能性がある企業等には年金機構からお知らせ等を送付）。

【社会保険の適用対象となる短時間労働者】

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は3/4基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上）を満たさない方でも、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上（残業代や賞与、臨時的な賃金等は除く）、③2カ月を超える雇用見込みがある、④学生ではない、のすべてを満たす場合は社会保険の加入対象となります。

新たに特定適用事業所となる企業等は、加入対象者の把握や従業員への説明など必要な準備を進めることが重要となります。

◆採用退職等における社会保険料の取扱◆

社会保険料（厚生年金・健康保険）は月単位で計算されるため、採用等により被保険者資格を取得した月は、被保険者期間が1日でもあれば1カ月分の保険料を納めます。

一方、退職等により被保険者資格を喪失する場合、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分の保険料を納めることとなります。



◆令和6年度の労災保険率の改定◆

労災保険率は業種ごとに定められており、各業種の災害発生状況などを考慮して原則3年ごとに改定されます。

これにより令和6年度の労災保険率は、全54業種のうち20業種で改定（17業種で引下げ、3業種で引上げ）となります。また、一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を全25区分のうち5区分で引下げるほか、請負による建設事業に係る労務費率を改定します。

なお、雇用保険料率については変更ありません。

◆今後のコロナ資金繰り支援の取組み◆

コロナ禍からの正常化が進む中、今月4月には民間ゼロゼロ融資の返済開始が最後のピークを迎えることから、経産省・財務省・金融庁は「再生支援の総合的対策」を策定しました。

コロナ資金繰り支援（セーフティネット保証4号や借換保証、日本公庫等による特別貸付や資本金劣後ローン）は本年6月末まで延長し、7月以降は特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなどコロナ前の水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援に取り組むとしています。

編集後記

令和5年分の確定申告が終了しました。会計事務所の繁忙期は続きますが、4月になり弊所に新しい職員も迎え、新たな気持ちで頑張っていきたいと思えます。本年度もよろしくお願い致します。



発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 286

発行：2024年
4月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：（一財）総合福祉研究会
（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

貸借対照表各論 ～流動資産～

流動資産とは…

流動資産は、貸借対照表の「資産の部」の大区分であり、現金預金、有価証券、事業未収金、棚卸資産、前払金、前払費用、貸付金（1年以内回収予定長期貸付金含む）など、短期間に資金化される資産により構成されます。事業未収金や前払金など経常的な取引により発生する債権は「正常営業循環基準」により流動資産に、貸付金など経常的な取引以外によって発生する債権は「1年基準」により決算日の翌日から1年以内に回収予定のものを流動資産とします。以下では、流動資産のうち主に社会福祉法人の特徴的な取扱いを解説します。

◆有価証券

社会福祉法人が保有する有価証券は、基本的に、「満期保有目的の債券」と「その他の有価証券」の2つに分類されます。公益性が求められる社会福祉法人は、子会社株式の保有は認められていません（審査基準第23（2））。また、金融商品に関する会計基準で定義される売買目的有価証券のような短期的な売買を繰り返して利益を得ることを目的とするような運用は想定されていません。満期保有目的の債券のうち貸借対照表日の翌日より起算し1年以内に償還期限の到来する債券が流動資産に属するものとされ、それ以外の有価証券は固定資産に属するものとされます。「その他の有価証券」のうち市場価格のあるものは時価評価され、評価差額は、資金収支計算書上は、事業活動による収入（又は支出）の流動資産評価益等による資金増加額（又は評価損等による資金減少額）として計上され、事業活動計算書上は、サービス活動外収益（費用）の部に有価証券評価益（又は評価損）として計上されます。

◆事業未収金等

社会福祉法人において、事業により生じる債権として、事業未収金、未収金、未収補助金等が想定されています。また、収益の経過勘定として未収収益があります。詳細は以下の図表の通りです。

勘定科目	説明
事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。
未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。
未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。
未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
受取手形	事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。割引又は裏書譲渡したものは、受取手形から控除し、その会計年度末日における期限未到来の金額を注記する。

◆棚卸資産

社会福祉法人において、棚卸資産は、一般的に、事業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、短期間に消費される事務用消耗品等を含みます。棚卸資産には、貯蔵品（商品券や図書カード等を寄付で受領した場合における金券勘定等も含む）、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料が含まれます。詳細は裏面最上部の図表の通りです。

勘定科目	説明
貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。
医薬品	医薬品の棚卸高をいう。
診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。
給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。
商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。
仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。
原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。

◆貸付金

社会福祉法人では、通常の貸付金以外に、特有の勘定科目として事業区分間貸付金及び拠点区分間貸付金、社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進業務長期貸付金があります。また、将来法人に就職予定の学生への学費の貸付金や資格取得のための資金の貸付金（この場合、就業後一定年数経過後に返済を免除する約定とする法人もあります。）もあります。事業区分間貸付金及び拠点区分間貸付金は、法人内の内部取引となり、事業区分別、拠点区分別の資産の状態を正確に表示するためのものであり、最終的に法人単位では相殺消去されることとなります。

勘定科目	説明
短期貸付金	生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
社会福祉連携推進業務短期貸付金	社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金	社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進業務長期貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。

◆徴収不能引当金、貸倒引当金

流動資産に計上される徴収不能引当金は、未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいいます。また、貸倒引当金は社会福祉連携推進法人に対する貸付金について回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいいます。徴収不能引当金に関しては、基本的には企業会計基準の考え方が社会福祉法人にも適用できるため、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3つに区分し、その区分ごとに貸倒見積高を算定する考え方は踏襲されます。貸倒懸念債権について、社会福祉法人においては、介護報酬や自立支援給付費、運営費、措置費といった公的機関等に対する債権が徴収不能となることは想定されないことから、実際に徴収不能を検討するのは利用者に対する債権になると考えられます。利用者個人の場合、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることは困難であり、実務上は利用者の財政状態等を考慮し、例えば債権の発生からの経過期間に応じて機械的に徴収不能引当金を設定する等の運用が行われています。

勘定科目	説明
徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。
貸倒引当金	社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人に対する貸付金について回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいう。

◆その他

上記以外の流動資産（現金預金・立替金・前払金・前払費用・仮払金等）については、基本的には企業会計と同様の取扱いとなります。

